

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成31年3月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800434 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800059 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 27 年 9 月 8 日の標準賞与額を 147 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 27 年 9 月 8 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 9 月 8 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 9 月 8 日

私はA社から請求期間に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額の基礎となる賞与記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社が提出した賃金台帳によると、請求者は、平成 27 年 9 月 8 日に同社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の賃金台帳に記載されている請求期間に係る請求者の厚生年金保険料控除額については、請求期間より前の厚生年金保険料率を誤って適用したと推認され、当該厚生年金保険料控除額は、賞与支給額 (300 万円) に見合う標準賞与額 (上限の 150 万円) に基づく厚生年金保険料額 (13 万 3,710 円) よりも低い額 (13 万 1,055 円) であることから、標準賞与額を 147 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800439 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1800060 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 27 年 6 月 30 日の標準賞与額を 100 万円、同年 12 月 18 日の標準賞与額を 58 万円、平成 28 年 6 月 30 日の標準賞与額を 99 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 6 月 30 日、同年 12 月 18 日及び平成 28 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 6 月 30 日、同年 12 月 18 日及び平成 28 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 27 年 6 月 30 日
② 平成 27 年 12 月 18 日
③ 平成 28 年 6 月 30 日

私はA社から請求期間①、②及び③に賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額の基礎となる賞与記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社が提出した賃金台帳によると、請求者は、請求期間①、②及び③の期間について同社から賞与を支給され、請求期間①は 100 万円、請求期間②は 58 万円、請求期間③は 99 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、②及び③の期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、②及び③の期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。